

南会津町新規就農者雇用促進事業

— 農業生産法人の雇用の確保による経営規模拡大の取り組みを支援します! —

【事業の内容】

町では、農業従事者の高齢化及び後継者不足などによる農業の衰退が進むなかで、集約型農業の推進及び遊休農地等の解消を図るため、正規雇用者を確保して農業経営の規模拡大に取り組む農業生産法人に対して助成します。

【交付の条件等】

事業の種類	補助対象者	交付の条件
研修業務補助金	正規雇用予定時の年齢がおおむね18歳以上50歳未満で、町内在住者又は1年以内に町内に在住する見込みのある者	研修業務終了後、補助対象者を引き続き正規雇用すること。
初度経営支援補助金	上記の研修業務が終了した者 国県等の類似する研修業務等を終了した者	補助対象者を引き続き5年以上正規雇用し、重点振興作物、水稲又はそば等を、補助対象者1人当たりにつきおおむね20a以上新規栽培するか規模拡大し、農業経営を行うこと。 ※研修期間は除く。 ※交付条件に違反した場合は返還 ◆正規雇用期間が ・2年未満 100% ・2年以上4年未満 50% ・4年以上5年未満 30%

※町内在住者とは、1年以上町内に住所を有する者をいう。

※研修業務補助金は、1法人当たり同一年につき2人までとする。

※初度経営支援補助金は、補助対象者に係る経費に充当することができる。

※国県等の類似する補助事業等に該当する場合には、研修業務補助金及び初度経営支援補助金を交付しないものとする。

重点振興作物とは・・・

町内で、ある一定以上の販売額や販売実績がある作物をいいます。

- ◆野菜類 「南郷トマト」・「アスパラガス」
- ◆花卉類 「リンドウ」・「カスミ草」・「スターチス」・「カラー」

【助成等の内容】

事業の種類	補助金の額	助成期間
研修業務補助金	1人当たり 月額150,000円以内の80%	研修期間は、原則として年6箇月以上8箇月以内で、最大16箇月の栽培期間に限る。
初度経営支援補助金	1法人当たり 年額1,000,000円	最長2年間

【お問い合わせ先（市外局番0241）】

本 庁 農林課 農政係 62-6220 伊南総合支所 振興課 農林建設係 76-7716
館岩総合支所 振興課 農林建設係 78-3340 南郷総合支所 振興課 農林建設係 72-2113